

令和7年度 山梨県森林環境保全基金運営協議会

第1 日時：令和7年7月15日（火）午後1時30分～

第2 場所：恩賜林記念館 大会議室

第3 出席者（敬称略）

（委員）内田幸子、河野東、五味愛美、志澤美香、白石則彦、早川礼史、渡辺節子
（五十音順）

（事務局）渡邊森林環境部次長、英賀森林環境部技監、江俣森林整備課長、
戸島林業振興課長補佐、森山税務課長、長池森林総合研究所特別研究員、
森林環境政策課企画担当（2名）

第4 傍聴者の数 0名

第5 会議次第

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）令和6年度事業の進捗状況について （資料1）（資料2）

（2）令和7年度事業について （資料3）

（3）基金の管理状況について （資料4）

（4）事業効果の検証について （資料5）

（5）その他

4 閉会

第6 議事の概要

○座長

それでは議事に入ります。

議事（1）から（3）までは関連しておりますので、一括して事務局からご説明をお願いいたします。

○森林環境部次長 資料1、資料2説明

○森林整備課長 資料2-1、資料2-2説明

○林業振興課長補佐 資料2-3、資料2-4説明

○森林環境部次長 資料3、資料4説明

○座長

ありがとうございました。ただいま資料4までの説明が終わりました。委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたら発言をお願いいたします。

○委員（五味委員）

里山再生事業について、計画されている面積100ヘクタールに対して、年度内完了が7ヘクタールと実績が少ないと思っております。十分な予算に対して実績が少ない原因は何でしょうか。

○森林整備課長

今おっしゃったとおり、令和6年の実績が非常に少なくなっております。令和5年度と4年度の実績が24ヘクタール、今年を含めた3年間で55ヘクタール、第二期の平成29年から令和3年までの5年間で525ヘクタールと、第二期と比べて、事業が進んでいない状況となっています。

一因としては、この3つのメニューの中で、荒廃林の再生を最優先させたためと考えています。

林業労働者は減少しており、限られた労働力で県有林と、一般の方が所有する森林の整備が行われています。

県有林では、森林を適切に管理し木材を生産していくということを目的としており、一定の事業量があるため、私有林の事業との調整を図りながら事業を進めているところです。

○委員（早川委員）

私どもは、小学生などに租税について理解を広げ、良き納税者となっていただくために、租税教室などを開いております。その中で、森林環境税は働いてる方が1,000円を払っている税金と話をしてきました。資料を見ると、個人が500円とあるのですが、どちらが正しいのでしょうか。

○森林環境部次長

お答えいたします。1人1,000円を集めているのは、国の森林環境税のことかと思えます。

この税は、令和6年度から徴収が始まっておりますが、税を徴収する前から、それを原資としまして、森林環境譲与税として主に9割を市町村へ、1割を都道府県へ配分されております。本県では、市町村で行う森林整備に対して、その支援ということで、主に人材の育成な

どに活用しております。

国の森林環境税に先立ちまして、平成24年度から、山梨県においては森林環境税として、県民税均等割に500円上乗せする形で、市町村に合わせて徴収していただいておりますので、県の森林環境税が500円、国の森林環境税が1,000円という形で徴収しております。

○座長

未利用材の利用促進について、1立方メートルに1,500円の補助がついていますが、例えばバイオマス発電所とかに、燃料の材料として運び出していると思うのですが、1,500円を補助することによって経済的に回っているのか、教えてください。

○林業振興課長補佐

1,500円の補助は、未利用材の運搬経費に充てることとしています。木質バイオマス発電所では、森林由来の木材や、家具製造時に出る端材など、一般木材に分類されるものを燃料として使用しています。森林由来の燃料については、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT制度）が適用されており、一般木材よりも高い加算率が設定されています。

このような制度や市場の取引価格を踏まえ、運搬経費に係る平均的な経費を算出した結果、補助額を1,500円と設定しています。この補助により未利用材の流通が促進され、実績としては年間1万5,000立方メートルが補助を受け、県内の森林から搬出された結果になります。

○座長

広葉樹の森づくり推進事業で、面積的には小さいですが、広葉樹を植栽しているので、環境林としての扱いになると思うのですが、これは民有林が対象の事業なのでしょうか。

○森林整備課長

補助の対象は民有林となっています。植栽木は広葉樹であり、木材を生産するというのとは違い公益性を意識したものになります。

市町村の森林整備計画の中でも、そういった公益的な機能を高めましょうという位置付けの森林がありますので、そういったところで実施しています。

○座長

例えば開発した跡地で、このような県の補助金を使って広葉樹の森をつくり、民有林ですが環境林として扱っていくという位置付けになっているのでしょうか。

○森林整備課長

県有林と違い、民有林に環境林という明確な位置づけはありません。県有林では、木材

を生産することと、環境に配慮した森林をつくっていくという2つの使命を持っていて、そこをしっかりと分けて、広葉樹の植栽を行っています。

一方で、民有林になると、個人の財産である山林に関して、指導するというのは難しい面もありますが、所有者さんに協力して、また市町村の考え方にマッチしているところに対しては、こういった森づくりを支援していくことも重要と考えております。

○委員（五味委員）

林業とか農業は、未来が明るいなと思っています。今AIやITが導入され、最近ではドローンを使いながら調査をしているなどの話を聞くのですが、調査とか測量とか、そういう部分で、この税を導入してもいいのだろうなど。若い子たちにかっこいい林業を目指して、最先端の仕事をやってもらいたいなというように思って、すごく期待をして林業の様子を見ております。

○森林整備課長

荒廃森林再生事業は、国の補助事業である造林補助事業がベースとなっていて、本来であれば森林所有者さんが負担する金額に、皆様からいただいている税を原資として充当しています。そのため、所有者さんの負担なく整備ができることとなります。

また、国において、測量や検査にドローンを使えるよう制度の見直しがありました。これにより、ドローンで撮った画像による検査が可能となりました。ただ、機材が高いため、一気に進むわけではないのですが、我々としてもそういった取組を進めています。

○委員（河野委員）

林業というものを考えたときに、ちょっと無理があるのかなと思っています。ドローンなどを導入して、作業の効率化や安全の確保を図っているところで、30度とか40度など傾斜がきつところは効率が良くなっていると思います。

それともう1つ。今ナラ枯れの被害が急増しています。ナラは根がよく張るのですが、それが枯れてしまうと災害も出やすくなるということで、対策を考えないと、と思っています。

そして、林業従事者にとって未来は明るいとは思っていません。求人を出しても人が集まりません。周りの会社でも、どんどん人が減っていく。社長1人従事者1人、もしくは社長1人だけの事業体も増えています。今、補助金を使って機械化しているのですが、手作業でやっている会社はどんどん取り残されて、最終的には廃業に追い込まれる。

我々も考えなきゃならないのですが、県、市町村、国、全体で林業を、また、林業で災害を防ぐ、災害に強い山梨県っていうものをどうやって作り上げていくかというのが、一番の課題じゃないですかね。最近の異常気象、バケツをひっくり返した様な雨が降る中で、10年、20年、30年前とは全く条件が変わってきています。気候も変わってきているから、色々な手立てや考えを持った方がいいんじゃないかなと思います。

○座長

先ほど早川委員から環境税の話がありましたけれども、国税の森林環境税というのは、国税の中で唯一の目的税、つまり用途が決まっている税金です。国税というのは、法人税、所得税、相続税、消費税とあり、用途が決まっていなく、国の予算で配分していくわけですが、森林環境税だけは、用途が決まっている国税です。そういう意味では、極めて特異な位置付けにある。

よく農業は補助金づけと言われるのですが、農業の補助金は基盤整備とかに使われておりまして、例えば田植えをする時の、苗や肥料、燃料、人件費には補助金が出ていないのです。ところが林業の場合は、機械代等燃料費、人件費、全部5割から8割、10割ぐらい補助金が出ています。そういう点では、林業は産業であるとともに、公共事業でもあるというところが非常に特別なものだと思います。

国民の理解が進んでいるからこそ、先ほど河野委員が厳しいとはおっしゃっていますが、辛うじて回っているという状況にあります。

○委員（渡辺委員）

山梨の森林を育てるということで、森林環境税を導入しているわけですがけれども、私たちの住んでいる地域では、開発が進んで森林が伐採されている状況があり胸を痛めているところです。そういうことに対して、規制とかはあるのでしょうか。

○森林整備課長

まず個人の財産という部分が非常に強くございますので、簡単に規制はできませんが、公益的な機能を求めるための制度として、保安林というものがあり、保安林に指定されているところは、木を伐ることが難しくなります。一方、保安林以外について、森林の部分だけを見ますと、伐採届制度というものがございます。これは単なる届け出になりますが、1ヘクタール以内の森林であれば、市町村に届け出ることによって木を伐ることが可能となります。1ヘクタールを超える場合につきましては、林地開発許可という制度がございまして、許可制になっております。ただ、いずれも個人の財産であるということから、例えば全部は伐採してはだめで、その内、何割かは残置森林として残しなさい、というような形で許可します。公益的機能が完全に守られるとは言えないまでも、一応そういった仕組みになっております。

○座長

他に、委員の皆さんからご意見、ご質問ございませんか。

特にないようですので、次に議事の（４）「事業効果の検証」について事務局からご説明をお願いいたします。

○森林総合研究所特別研究員 資料5、資料5－1説明

○座長

ご説明ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いします。

○委員（志澤委員）

貴重な調査のご報告をいただきましてありがとうございます。

今回の調査結果から、間伐実施前と比べても、植被率の増加ですとか水源かん養機能が少しずつ改善されている、向上してきているということがわかります。これは、時間をかけての調査でないとわからないのだと思います。反対に結果が出ない箇所もあるということも、こうした調査によりわかります。

ぜひ引き続き、こういう地道な調査を続けて、少しずつでも持続的に良くなるような取り組みに繋がっていければいいかなと思います。

○座長

土壌の移動量調査をされていて、地道な調査をされているのですが、グラフの縦軸を見ますとスケールが様々ですね。それから年によって折れ線がぴつとはね上がったりします。データとして、これを、どのように使っていくのかという辺りで、全体をとおしてお考えがあったらお聞かせください。

○森林総合研究所特別研究員

例えば、53ページ南部町のスギの林ですがスギの葉が地面を覆っていて、植物が少し生えている状態です。土壌移動量調査のグラフで平成26年度は190グラム、そのあと330グラムをピークに下がっていますが、令和4年から増えているのは、先ほど委員からお話ありましたように、雨の降り方が影響して、土砂が出たのではないかと考えられます。

そのような場所もあれば、土砂の移動量が少ない場所もあり、斜面の傾斜が影響しているようです。35ページをご覧ください。調査箇所一覧表の中で⑤の甲州市塩山上萩原は斜度が9度で、土砂の移動量が少ない状態です。先ほど申し上げました53ページの⑨の斜度は33度です。傾斜が非常にきついところでは土砂の流出が多い状態です。それぞれの場所に応じて、土砂の流出を抑えることによって森林の公益的な役割を高めていくことを考える必要があると思います。

○委員（五味委員）

環境省が今進めている、OECMの自然共生サイト認定の件で、北杜市にあります萌木の村(株)でナチュラルガーデンを有しております、そちらが自然共生サイトに認定されました。

自然共生サイトに登録しているのは山梨県内だと4ヶ所あり、日本製紙の社有林や、養老先生の昆虫の森、萌木の村のナチュラルガーデン、麒麟ビールのワイナリーの畑

となります。

農業系と、林業系と環境系と、いろんなところが関わって、すごく面白いなど見ております。また、萌木の村で自然共生サイトを取得したところ、多くの問い合わせが来るので私達も驚いています。

実は、富士吉田の恩賜林組合の方が視察に来られて、自分達も取得をしたいということで動き始めるということです。

それから、県内にあります中小企業でもっている社有林を何とか活用したいので、自然共生サイトに登録をしたいとの問い合わせが、4～5件来ております。

自然共生サイトですが、去年までは自然が豊かなところを認定するものだったそうなのですが、環境省に聞きましたら、自然環境が再生し、多様性が高くなった活動の認定を目指すというような話がありました。今回の森林整備のお話を伺い、森林を再生させる事業でもあるため、企業が持っている社有林なども、林務の皆さんや森林組合の皆さんと、何か一緒にできると良いのかもしれないと感じております。

○森林環境部技監

生物多様性を増進させる活動に対して、国が直接認定するという法律が、今年度から施行されました。環境省、農林水産省、国土交通省の三省が関わる法律で、森林関係では、特に森林計画制度を介して制度を使いやすくする運用がなされています。

OECMは保護地域以外の場所において、生物多様性を増進させる活動によって、保護地域と似たような効果を発揮させることを目指すものです。

民間企業の多くが、とりわけ世界的なTNFDといった動きを踏まえて、企業活動が自然に対して良いインパクトを与えているかを外部の投資家に示す観点で、今まであまり活用されていなかった社有林でもOECMとすべく積極的な活用を検討し始めているところです。認定の基準に関しては、法律施行以前と以降で大きな変更はなく、9つの生物多様性の価値のいずれか1つに合致することが必要で、生態系サービス提供の場であるということも基準の一つになっています。そういう意味で森林の多面的な機能の発揮を目指して我々が取り組む環境税事業とは相性がいい制度かと思えます。

○委員（五味委員）

企業からの問い合わせが多くあるので、もしこのような要望があれば、県税を使った里山再生事業や、地元の森林組合さんにご協力いただいて費用をまかなえるよ、などとお話ししてもよろしいのでしょうか。問い合わせ先は県庁が良いのでしょうか。または地元の市町村や、森林組合が良いのでしょうか。

○森林整備課長

民有林の森林整備を支援している、森林協会という団体がございますので、要望に添った指導をしてくださると思います。また、この民有林の補助制度は、地方公共団体は活用できません。先ほどおっしゃられた、吉田恩賜林保護組合は特別地方公共団体なので、こ

の事業は活用できません。

○座長

今、森林林業に関係のない業種の大企業で、森林環境や生物多様性とかに関心が高まっています、1つはいわゆる排出量の相殺、吸収源ですね。山梨県さんも、県有林でFSC森林認証をとっておられて、そのJ-クレジットを買いたいという企業さんが、潜在的に結構な数あるそうです。

前半の方で話題になったソフトバンクさんですが、8千万円の企業版ふるさと納税というのが、異例ですよ。

山梨県は、県有林の管理体制が非常にすぐれていて、FSC認証にのっとった管理をしていることが、説明責任を果たす手段として非常に有益であるということから、企業は、そういうところだったら寄附してもいいと感じるのかと思います。ですから、先ほどの自然共生サイトも管理に網がかかっているのかということがとても大事だと思います。

一般論ですが、各個人が持っている森林を1つ評価してもらったとして、管理について問われた時に、計画を立てて管理をしている形が見えるならば、馴染んでいくと思います。

潜在的に、森林に投資をしたり、お金を出してもいいという企業はたくさんあります。また、森林を買いきたいという企業もありますが、面積が小さいと買えません。

日本森林技術協会の林業技士という資格があります。実は私、その中の森林評価士という資格をとりました。これは、個人の方の森林を、隣の森林とどんどんくっつけて大きな区画にして、林道まで接するぐらい大きな森林にしていく。小さな森林の区画を大きくしていくと、いろんな企業が買いやすくなったり管理がしやすくなったりと、森林そのものの価値は上がります。森林を所有しているけれど困っている、手放したいがどうしたらいいのだろうという個人の所有者さんは、たくさんいらっしゃるので、所有の集約というのは、これから重要になっていくと思います。

○委員（内田委員）

お願い事として、先ほど里山づくりのお話があり、労働力不足とかそういうことで、なかなか里山が整備できないというお話もありましたけれども、ぜひ、その里山に力を入れていただきたいなと思います。

私は田舎の方に住んでおまして、イノシシやシカ、サルなどいろいろなものがいっぱいあります。随分前ですけども、NHKのニュースで、身延線がシカと接触して止まるというニュースをテレビで見ました。赤外線カメラの映像でシカの目がいっぱい光っている映像がありました。そのシカが里山から河川敷の方まで、降りてくる時に電車と接触するとのことでした。管轄が違うかもしれないのですが、河川敷の方も、樹木や雑草が茂って、そこが住処になっています。ぜひ話し合って、綺麗にさせていただいたらいいかな、というのが1つ。

それからもう1つは、公民館の隣の空き地に仕掛けたオリの中にシカが入っていました。農産物を作っても食べられてしまう。そんな状況ですので、ぜひ里山の整備をお願いしたいと思います。

○森林総合研究所特別研究員

ここ数年、シカが再び増えています。シカの動きを見ていると、山から河川敷に移動し、河川敷から山に帰るようです。その間に身延線があるので、身延線を渡るときにぶつかってしまう。JR東海の方も対策を考えていまして、シカが入らない様にフェンスを立てていますが、やはり線路ですから、踏切や川があつたりするので完全に締め切ることは難しい。その隙間からシカ入ってしまい、電車が来ると、両側にフェンスがあつて逃げられないため、電車と衝突してしまいます。今おっしゃられたように、シカは河川敷が安全な場所だということをおわっている。ですので、捕獲の危険性があるときには河川敷に行って、人が寝静まった時に山に帰るといった様な行動をします。他の部署ではシカを減らすための対策として、河川敷の木を伐採したり、河川敷でシカを捕獲するようなことを計画されているそうです。

○座長

他にご発言ございますか。出尽くしたようですので、本日の議事をこれで終わりたいと思います。それでは、進行を司会にお戻し致します。

○司会

白石座長、ありがとうございました。

また、委員の皆様には貴重なご意見をいただき、本当にありがとうございました。

令和8年度末でこの第三期計画が終期を迎えます。今日いただいたご意見を参考に、事業効果をしっかりと検証して、次の計画に反映させていきたいと考えております。

以上をもちまして、令和7年度森林環境保全基金運営協議会を閉会いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上